内閣衆質一六五第一二号

平成十八年十月六日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍キャンプ・シュワーブ内の文化財調査に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍キャンプ・シュワーブ内の文化財調査に関する質問に対する答弁書

## 一及び二について

那覇防衛施設局においては、 キャンプ・シュワブ内の建物等の移設整備工事を予定していることから、

法令で義務付けられているものではないが、平成十八年八月十八日、 名護市教育委員会に対し、その工事

予定地における埋蔵文化財の有無について照会し、名護市教育委員会においては、当該工事予定地の埋蔵

文化財の有無について確認しているところであると承知しているが、防衛施設庁から名護市教育委員会に

「文化財調査」を「委託」した事実はない。

## 三について

防衛施設庁においては、 御指摘の 「キャンプ・シュワーブ全体の文化財調査」 を拒否した事実はない。

いずれにしても、 キャンプ・シュワブ内における埋蔵文化財の保護については、 関係法令に従って、 適

切に対応することとしている。